

# 令和8年度青森市 農業集落地域活性化支援事業 補助金のご案内

青森市では、令和7年度から、農業従事者の減少・高齢化に伴い、地域の活力が低下している農業集落地域を活性化させるため、地域の農業者が中心となって取り組む地域の農業の活性化に向けた事業に対して、「青森市農業集落地域活性化支援事業補助金」を交付することにより、その活動を支援することとなりました。

制度開始にあたり、広く農業集落地域の皆様に本補助金制度をご活用いただけるよう、手続きの流れや対象となる事業例をまとめましたので、交付を申請される場合は内容をご確認上、関係書類を提出してください。

《提出期限》 令和8年6月30日（火）【必着】

《提出先》 農業政策課 TEL：0172-65-1156

## 《注意点》

- 申請件数が多く、交付申請額が市の予算を上回るときは、交付申請額満額での交付決定とならない場合がありますので、ご了承ください。
- 事業実施状況を写真により確認しますので、事業実施の際は、必ず活動状況がわかる写真を撮影し、実績報告書に添付してください。特に、備品等の購入がある場合は、納品状況の確認可能な写真の添付をお願いします。



# 目 次

- |                              |     |     |
|------------------------------|-----|-----|
| 1. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金の内容    | ・・・ | 1   |
| 2. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金の事務の流れ | ・・・ | 2～3 |
| 3. 補助金の対象となる事業例              |     |     |
| ① 地域に人を呼び込む、地域の農業を知ってもらう活動   | ・・・ | 4   |
| ② 地域の農作物の活用、農業収益の向上を図る活動     | ・・・ | 4   |
| 4. 補助の対象とならない事業              | ・・・ | 5   |
| 5. 補助金活用にあたっての注意点            | ・・・ | 6～7 |
| 6. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金 Q&A   | ・・・ | 8   |

# 1. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金の内容

補助対象となる事業は、地域の複数の農業者を含む（地域の）団体が、地域の農業を活性化させるために行う事業が対象となります。（対象となる事業例について本書 4 ページを参考にしてください。）

※地 域：任意に設定される青森市内の土地の範囲で、原則として農地を範囲内に含むもの

※地域の団体：地域内に所在する町内会、企業、子ども会などの団体で、地域の複数の農業者を含むもの

※農 業 者：青森市の地域計画の目標地図に位置付けられた農業者で、青森市内に在住の者

## <補助率・限度額>

① 補助対象経費の  $1/2$  以内（千円未満切捨）

補助金の限度額・・・30万円以内

## <留意点>

- 対象となる事業数は、一地域につき一事業です。（地域の中に当該年度において他の事業で対象となる土地の範囲を含むことはできません）
- 年度内に完結する事業が対象となります。なお、同一の補助事業については連続する2年度までを対象とできますが、各年度において申請が必要となります。
- 国、県、市等が交付する他の補助金の助成を受けて実施する事業は対象外です。
- 参加賞、交通費、謝礼（講習会等の講師謝礼を除く）、懇親会等に係る飲食費、景品代は補助対象外です。
- 地域の団体の懇親や娯楽、備品購入、修繕のみを目的とする事業は補助対象外です。
- 交付決定前に実施（物品の購入及び契約行為を含む）した事業は対象外となります。交付決定前に事業の実施や支払いをする場合は、必ず「交付決定前着手届」を提出してください。
- 交付申請額が市の予算を上回るときは、交付申請額満額での交付決定とならない場合がありますので、ご了承ください。

## 2. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金の事務の流れ

### ① 申請書類を提出してください

補助金の交付を希望される地域の団体は、期限内に申請書類を提出してください。

<提出期限> 令和8年6月30日（火）

<提出書類>

- ①青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④構成員名簿（様式任意）

※構成員の氏名や農業者の情報（住所、地域内の営農地等）は記載ください。

- ⑤事業実施場所と集落の範囲がわかる地図（様式任意）

- ⑥青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付決定前着手届

※⑥は交付決定前に事業に着手する場合に提出ください。

<提出先> 農業政策課（青森市役所浪岡庁舎） ※浪岡庁舎のみです。  
本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎での提出はできません。

#### ！注意！

**申請書類の提出を以って交付の決定ではありませんのでご注意ください。  
提出された書類を基に審査の上、交付の可否を判断しお知らせいたします。**

### ② 事業を実施してください

事業は、交付決定通知が届いた後に実施してください。

なお、交付決定前に事業を実施せざるを得ない場合は、「青森市農業集落地域活性化支援事業補助金交付決定前着手届」を提出後、事業を開始することができますが、交付決定がなされない場合は自己負担となります。

実績報告時に備えて、次の点に留意して事業を実施してください。

- (1) 事業に要した経費の領収書（納品書、請求書、レシート含）を保管してください。
- (2) 一度に複数の物品を購入した場合、その内訳を記録してください。
- (3) 事業実施中の様子や購入した物品が確認できる写真を撮影してください。
- (4) 交付決定前着手届を提出している場合でも、申請日より前の日付の領収書は補助対象外となります。事業は申請後に着手してください。

#### ＜注意＞

事業内容に変更が生じる場合は、変更申請が必要となりますので、農業政策課までご連絡ください。

### ③ 実績報告書を提出してください（事業終了後）

事業が終了した際には、実績報告書、事業に要した経費の領収書、実施状況がわかる写真を提出していただきますが、その際、事業で作成した印刷物（ポスター、チラシ等）があれば、その原本もご提出ください。実績報告書を提出いただいた後、補助金額を確定いたします。

＜提出期限＞ 事業終了後一ヶ月以内

- ※ 交付決定前着手届を提出し、すでに事業が終了している場合は、交付決定通知が届いてから一ヶ月以内に提出してください。
- ※ 提出が遅れる場合は、必ずご連絡ください。

＜提出書類＞

- ①青森市農業集落地域活性化支援事業補助金実績報告書
- ②事業実績効果報告書
- ③事業費精算書
- ④補助対象経費に係る支払関係を証する書類（領収書等）の写し
- ⑤事業の実施状況が分かる写真、ポスター等の印刷物

＜提出先＞ 農業政策課（青森市役所浪岡庁舎）

- ※ 補助金の適正な交付を図る観点から、経費の用途について詳細に内容を確認する場合があります。

### ④ 請求書を提出してください

市では、提出された実績報告書を精査した後、補助金額確定通知書と併せて補助金の請求書を送付いたしますので、市に登録されている印鑑を押印の上、請求書をご提出ください。

#### 補助金の交付方法について

補助金の交付は市に登録されている口座に振込になります。

※口座未登録の場合は、登録の手続きが必要となります。

※登録している内容を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

（様式は随時お渡しできます）

### ※ 事業を中止する場合

何らかの事情により申請していた事業ができなかった、又は中止する場合は、事業廃止の届出が必要になります。なお、事業廃止をすると、既に物品の購入等をしていた場合でも、その費用は補助対象外になりますので、ご留意ください。

### 3. 補助金の対象となる事業例

#### 《注意》

このパンフレットに記載されている事業例や対象経費例の他にも、対象となる事業や経費がありますので、不明な点は農業政策課までご相談ください。

また、事業や経費の内容によっては対象にならない場合があります。補助対象外事業については5ページをご確認ください。

#### ① 地域に人を呼び込む、地域の農業を知ってもらう活動

例)「高齢者や子どもの収穫体験」

地域や地域外の高齢者や子ども達に、農作物の収穫体験を通じて、地域の農業を知ってもらい、地域の認知度を高めると共に地域の魅力に目を向けてもらう。

例)「地域農作物への共通ラベルの導入」

共通のラベルを作成し、地域の認知度を高め、ブランド化を図る。

対象経費の一例として・・・

- 収穫体験作業に必要な消耗品(軍手、袋等)の購入費
- 収穫体験作業時の傷害保険料
- 収穫体験参加者の送迎バス借上料
- ラベルのデザイン料、ラベルの印刷料



などが対象となります。

#### ② 地域の農作物の活用、農業収益の向上を図る活動

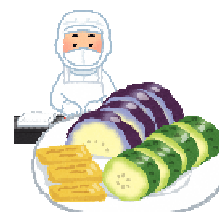
例)「地域で収穫された農作物を活用した特産品づくり」

特産品づくりに必要な加工施設の整備、修繕。

例)「地域農業者が連携し行う手間のかからない農作物への作付転換」

対象経費の一例として・・・

- 加工施設として必要な資機材の購入費、施設の修繕費
- 転換作付けに必要な種苗の購入費



などが対象となります。

## 4. 補助対象とならない事業

以下の事業は、本補助金の対象となりません。

補助対象とならない事業	補助対象とならない事業の例
(1) 備品購入や修繕を行うのみで、地域の団体が参加する活動が伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 掲示板購入</li><li>・ 倉庫等の修繕</li></ul>
(2) 事業の全てを委託し、地域の団体の活動が一切伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の<u>全てを業者に委託</u>し、地域の団体の活動が一切伴わない清掃や除雪</li></ul>
(3) 青森市の他の補助金や、国や県等の補助金などを受けて実施する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の他の補助金や国、県等の補助金を受けて実施する地域イベント</li></ul>
(4) 周年記念だけを目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設立〇〇年記念式典実施、記念誌制作事業</li></ul>
(5) 地域の団体の懇親や娯楽のみを目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 露店商のみの出店やプロ歌手出演のみ行われる納涼会</li><li>・ 地域の団体の一部の構成員のみが参加するスポーツ・レクリエーション</li><li>・ 慰安や観光目的の旅行、又はそれが伴う研修</li></ul>
(6) 恒常的な農業集落の管理のみを目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農道や河川等の草刈り</li><li>・ 水路の泥上げ</li></ul>

○申請を予定している事業について、ご不明な点がある場合は、農業政策課までご確認ください。

## 5. 補助金活用にあたっての注意点

補助対象経費および補助対象外経費の一例となります。

補助対象経費	経費の内容例
謝礼・報償	▶ 講習会等の講師への謝礼(※1)
消耗品費	▶ 紙食器類代、事務用品代
飲食経費	▶ 事業の目的に必要な食材代(※2)
燃料費	▶ 草刈機や発電機の燃料代
印刷製本費	▶ チラシ・ポスターの印刷代 ▶ 写真現像代
借上料(※3)	▶ 運搬車輛や発電機、草刈機等の借上料 ▶ 音響機器の借上料
使用料(※3)	▶ 会場(施設)使用料、コピー代
役員費	▶ クリーニング代、傷害保険料(※4)
備品購入費	▶ 事業の趣旨から認められる備品代
材料費	▶ 花苗代、肥料代、木材代、ペンキ代、釘・針金代

### 《補助対象とならない経費》

#### ※1 「謝礼・報償」のうち下記の場合

作業手当として出演団体や個人へ支払う謝礼、まつりのステージの司会やゲストの出演料、参加賞に配布する菓子・ジュース・日用品 など

#### ※2 「飲食経費」のうち下記の場合

事業完了時の打ち上げ経費や、夏祭りの出店・模擬店等の食材費、会議等の飲料代、反省会・懇親会等の経費 など

#### ※3 「借上料・使用料」

個人や商店等へ支払われる経費については、社会通念上認められる範囲内での金額が対象となります。世間一般に受け入れがたい高額な場合は認められません。

#### ※4 傷害保険料

補償内容が補助対象事業のみを対象としている場合に限ります。 その他の事業も補償内容に含まれる場合は対象となりません。また、実績報告の際は、領収書だけでなく補償期間がわかる書類(例：契約書の写し等)もご持参ください。

例)	事業名・実施期間	補償期間	対応
	農作業体験イベント 10月10日	10月10日のみ	○ 対象
		4月1日～翌年3月31日	× 対象外

※5 交通費

地域の団体の移動のための交通費(バスの借上代、電車・バス・タクシー代等) など

※6 抽選会等の実施に係る景品代

抽選会の景品や運動会の賞品等

※7 施設や設備の整備のみが目的の備品購入費・備品修繕

地域の団体の活動がともなわず施設や設備の整備のみが目的の備品購入・修繕費は補助の対象となりません。

(本市では単価が1万円以上(消費税込)の物品は備品として扱います。)

《民間団体(企業、公益法人等)の助成制度を活用する場合》

補助対象経費から民間団体の助成額を差し引いた額で計算します。

	1,000,000円(補助対象経費)
一) 民間団体からの助成金	200,000円(民間団体の助成額)
	<hr/>
	800,000円
	↓
市補助金	300,000円
	(800,000円の1/2=400,000円だが、上限額300,000円のため)
町会負担	500,000円
	(800,000円-市補助金)

## 6. 青森市農業集落地域活性化支援事業補助金 Q&A

### Q. どのような活動が対象となるのか？

A. 地域の農業の活性化を目的に、地域の複数の農業者を含む地域の団体が自主的に企画して実施する事業が対象です。事業が対象となるか判断できない場合は、農業政策課までご相談ください。事業例については、本書4ページを参考にしてください。

### Q. 補助率が1/2以内となっているのは？

A. 当該補助金は予算の範囲内で交付することとしております。そのため、申請多数により予算を超過する場合には交付決定額が1/2未満になる場合があります。

### Q. 補助金はいつもらえるのか？

A. 事業終了後、提出いただいた実績報告書類を精査した上で補助金額を確定し、確定通知書と請求書を送付いたします。請求書をご提出いただいてからおおむね1ヶ月程で口座へ補助金を振込みます。

### Q. 書類の書き方がわからない時は？

A. 書類の作成についてわからないことがあるときは、お気軽に農業政策課までお問合せください。

### Q. 対象とならない経費にはどのようなものがあるのか？

A. ①懇親会等に係る飲食経費、②謝礼(講習会等の講師謝礼を除く)、③参加賞、④交通費、⑤抽選会等の実施に係る景品代、⑥施設や設備の整備のみが目的の備品購入・修繕費は補助対象となりません。また、民間団体(企業、公益法人等)の助成制度を活用される場合は、補助対象経費から民間団体の助成額を差し引いた額で補助金額を計算します。

対象経費例や注意が必要となる経費については、本書6～7ページを参考にしてください。

?

ご不明な点がございましたら、お気軽に農業政策課まで  
お問合せください。

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

青森市農林水産部 農業政策課 担い手支援 Ⅰ

TEL 0172-62-1156

FAX 0172-62-9369